

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

みんなが認め合って支え合う、優しいまち鎌ヶ谷！！



どんな法律ですか？

この法律は障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しています。

「障害を理由とする差別」をなくし、誰もが暮らしやすいまちをつくるための決まりを定めています。

対象となる機関は、国の行政機関や地方公共団体などの役所、会社やお店などの民間事業者です。

<p>たいしょうきかん 対象機関</p>	<p>くに ぎょうせいきかん やくしょ かいしゃ みせ 民間事業者 国の行政機関や役所、会社やお店などの民間事業者 (こじんじぎょうしゃ えぬびーおー ひえいりじぎょうしゃ ふく (個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含まれます。))</p>
<p>ふとう さべつてきと 不当な差別的取り あつか きんし 扱いの禁止</p>	<p>しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう 障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由 として差別することを禁止しています。</p>
<p>ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供</p>	<p>しょう ひと しゃかい なか ぼりあ と のそ 障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために なん たいおう もと いし とし ふたん おも はん 何らかの対応を求める意思があった時に負担が重すぎない範 い たいおう ぎむづ 囲で対応することを義務付けています。 (2021年5月の法改正により民間事業者にも合理的配慮の提供が法的 義務化されました。公布の日(2021年6月4日)から3年を超えない範囲内において 政令で定める日に施行することとなっています。)</p>



しょう 障がいのある人って？

身体障がいや知的障がいのある人や、発達障がいを含めた精神障がいの
ある人、その他の障がいのある人で、社会的障壁（社会のかべ）などによっ
て、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人をいいます。手帳を持って
いない人も含まれます。（障害者基本法より）



し 知ってますか？ しょう 障がいのこと

しゅべつ 種別	おおよそどんな しょう 障がいですか？	せつ さい れい 接する際の例
しかくしょう 視覚障がい	しりよく 視力が低い、著しく視力が低い、視野が狭いなどのため、音声や触覚で情報を得ている。	せつ 接する際はきちんと所属と名前を伝え、聞き取りやすく、わかりやすく話す。 必要であれば代筆し、本人に口頭で内容の確認を行う。 弱視の場合、暗い所では周囲がよく見えないので、照明のあかるさに気を付ける。
ちようかくしょう 聴覚障がい	ちようりよく 聴力が低い、又は著しく低い ため、視覚で情報を得ている。	ひつだん 筆談や手話で会話をする。相手の唇を読む人もいるので、口を大きく、ゆっくりと話す。筆談の場合、二重否定などは避け、わかりやすく説明する。
げんごしょう 言語障がい	ちようりよく 聴力に支障はないが、発語に障がいがあり、自分から情報を発信することがむずかしい。	ひつだん 筆談、コミュニケーションボード、人工喉頭などで会話をする。 聞き取りにくい場合はゆっくり傾聴する。
したいふじゆう 肢体不自由	しし 四肢に障がいあり、体幹機能などに障がいあり、歩行や座位、手作業が困難である。	くるまいす 車椅子の人には目線を合わせて話す。移動の際の障害物をよける。荷物や道具などを置ける場所を用意する。 てふじゆう 手が不自由な場合、本人の希望によって、代筆や録音器具を用いるなどする。

<p>ちてきしょう 知的障がい</p>	<p>りかい いしごうかん こんなん 理解や意思交換などが困難である。</p>	<p>せつめい かんたん かんじ 説明は簡単に、むずかしい漢字は使わずに必要であればメモを渡す。 ぱにっく ばあい おだ パニックになった場合、穏やかに話しかけ、落ち着くのを待つ。</p>
<p>はつたつしょう 発達障がい がくしゅうしょう 学習障がい、注意 けっかん たどうせい 欠陥・多動性 しょう 障がい、 あすべるがー アスペルガー しょうごうぐん 症候群など</p>	<p>こみゆにけーしょん よか コミュニケーションや読み書きが苦手なことが多い。 こだわりが強い、大きな音は苦手などがあり、パニックになる事がある。</p>	<p>せつめい さい え すもち 説明の際は絵や図を用いてわかりやすくする。 ぱにっく ばあい おだ パニックになった場合、穏やかに話しかけ、落ち着くのを待つ。 まじかん てじゆん くだいてき せつめい 待ち時間や手順を具体的に説明しておく。</p>
<p>せいしんしょう 精神障がい</p>	<p>がいけんじょう 外見上わからないことが多いが、その症状は多岐にわたり、日常生活に支障のある場合がある。</p>	<p>つよ くちょう はな けっして強い口調では話さず、穏やかにゆっくり話し、せかさ ない。 ふくやく えいきょう か また、服薬の影響などで書くことが苦手な場合があるので、 だいひつ けんとう 代筆も検討する。 きおく こんなん 記憶が困難になっていることも あるので、大事なことはメモを渡す。 ぱにっく ばあい おだ パニックになった場合、穏やかに話しかけ、落ち着くのを待つ。</p>
<p>ないぶしょう 内部障がい・ なんびょう 難病</p>	<p>ないぞう しょう なんびょうかんじや 内臓に障がいがある、難病患者であるなどで、外見上ではわからないことが多い。</p>	<p>つか 疲れやすいことがあるので、環境に注意が必要である。</p>
<p>こうじのうきのう 高次脳機能 しょう 障がい</p>	<p>こうつうじ こ のうそちちゅう あと 交通事故や脳卒中などの後に、身体症状のほか、記憶や注意力の低下、感情のコントロールができないなど、対人関係や生活への適用がむずかしくなってしまうなどの症状がある。</p>	<p>てじゆん おほ 手順を覚えられなかったり、一度に2つ以上のことをしようとすると混乱するので、順番に、またメモなども活用する。</p>



では、社会的障壁（社会のかべ）ってどんなこと？

たとえば次のようなものです。

ことがら	たとえば、早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明
もの	たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号機
せいど 制度	たとえば、近所のともだちと一緒にの学校に行くことが認められないことがあること
しゅうかん 習慣	たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある成人が子ども扱いされること 接し方がわからない、何をするか、こわい、など
かんが 考え方	たとえば、障がいのある人は施設や病院に入って暮らしたほうが 幸せだ、障がいのある人は結婚や子育てができない、など

障がいのある人は、社会で生活するうえでこれまで多くのバリアがありました。

これらのバリアを少しでもなくすため、この法律が求めている2つのことは？

不当な差別的取扱いの禁止

たとえば⇒

- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 本人を無視して支援者などだけに話しかける。
- 電車、バス、タクシーなどにスムーズに乗車できない。



合理的配慮の提供

たとえば⇒

- 段差がある場合、スロープなどを使って補助する。
- 自分で書くことや意思伝達がむずかしいと伝えられた時に問題ない範囲で、代筆や端末機器などで対応する。





もしもしょう障こまがいなどで困ひとってる人かな?と思ったら

- ① **まず見守る** (少しみまも変わった人すことも思かっても、様子ひとを見ておもください。)
- ② **やさしく声こえをかけて相手あいてが必ひつよう要しえんとしている支か援かくにんを確しえん認ひつようしましょう。**
- ③ **そして~支しえん援ひつようが必ばあい要しえんな場しえん合ひつよう~**

次つぎの例れいが挙あげられますが、それこじんさぞれ個人差こじんさがあります。

移動いどうなどが大たいへん変したいふじゆうそうなときしかくしょう (肢たいへん体したいふじゆう不しかくしょう自由しかくしょう、視しかくしょう覚しかくしょう障しかくしょうがい など)

声こえ掛かけや誘ゆうどう導て、手てを添そえる、車くるまいすを推おすなどの支しえん援ほうほうの方しえん法ほうほうがあります。

文字もじが見みえなくてわしかくしょうかりずぜんもうらい (視しかくしょう覚ぜんもう障じやくしがい：全ぜんもう盲じやくし、弱じやくし視じやくし など)

拡かくだい大もじ文字てんじぶんしょや点ようい字よ文あ書せつめいの用せつめい意せつめい、または読よみ上あげて説せつめい明せつめいするなどします。

文字もじを書かくことや会かいわ話こんなんが困じょうししょう難げんごしょう (上じょうししょう肢げんごしょう障げんごしょうがい、言げんごしょう語げんごしょう障げんごしょうがい など)

代だいひつ筆かや代つたわりつたに伝たぶえれる、タブとたんまつレしよット端しよ末しよを使しよ用しよするなどします。



会かいわ話おとや音きが聞ちようかくしょうこえちようかくしょうない (聴ちようかくしょう覚ちようかくしょう障ちようかくしょうがい)

わちようかくしょうかりちようかくしょうやすちようかくしょうく筆ひつだん談しゆわや手つた話せつめいで伝せつめいえて説せつめい明せつめいします。

資しりょう料しゃしんや写え真め・絵みなど、目しゆだんでつた見しゆだんてわつたかる手つた段つたで伝つたえてみつたるなどします。

長ちようじかん時しゆうちゆう間の集せいしんしょう中はったつしょうがむちてきしょうずかちてきしょうしい (精せいしんしょう神はったつしょう障はったつしょうがい、発はったつしょう達はったつしょう障はったつしょうがい、知ちてきしょう的ちてきしょう障ちてきしょうがい)

「ゆみじかっくり」「はせつめいっきり」「ていみじかねいせつめいに」「短みじかく」説せつめい明せつめいするなどします。

例たとえの言いい方かた (比ひ喩ひようげん表りかい現りかい) の理りかい解りかいがむりかいずかりかいしい

(知ちてきしょう的せいしんしょう障はったつしょうがい、精せいしんしょう神はったつしょう障はったつしょうがい、発はったつしょう達はったつしょう障はったつしょうがい など)

相あ手あに合はなわせた話かたし方せつめいでわせつめいかりせつめいやすせつめいく説せつめい明せつめいする。

(目めを丸まるくする ⇒ おどろく など)

体たいりよく力きや気き持もちの持じそく続つかがむつかずかつかしくて疲つかれつかやすい

(内ないぶしょう部せいしんしょう障はったつしょうがい、精せいしんしょう神はったつしょう障はったつしょうがい、発はったつしょう達はったつしょう障はったつしょうがい、知ちてきしょう的ちてきしょう障ちてきしょうがい)

電でんしゃ車ばすやバせきスなゆずどで席おもを譲にもつったり、重かい荷も物もを代たいりよくてきわりふたんりに持たいりよくてきったりして、体ふたん力ふたん的ふたんな負ふたん担ふたん



を軽くしたり、イスやベンチなど、休めるところがあれば案内するなどします。
障がいには様々な種類があり、同じ障がいでも症状や程度は人によって違います。

また、外見だけではわからない場合もありますし、外見だけの判断は相手を大切にしているものではありません。

障がいがあっても、周囲の理解やサポートがあれば、たくさんできることがあります。

ちょっとした心遣いで解消できるバリアって、たくさんあるんだね。

一人ひとりが配慮をすることで、障がいがある人もない人もだれもが暮らしやすいまちをつくる第一歩にしましょう！！



※ 雇用の分野でも障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成28年4月1日施行）
詳細はハローワークへお問い合わせください。

詳しくは鎌ヶ谷市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kakuka/syofuku/document/sabetsukaisyou-syokuintaiou/sabetsukaisyou-syokuintaiou.html>

「障害者差別解消法」に関するお問合せ・相談

鎌ヶ谷市 健康福祉部障がい福祉課

273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

法律に関するお問合せ：庶務係 047-445-1305(直通)

[Eメールアドレス syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp)

差別に関するご相談：支援係 047-445-1307(直通)

[Eメールアドレス syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp)

障がい福祉課FAX 047-443-2233

育つまち
鎌ヶ谷